

## 災害ボランティアセンターバックヤード拠点に関する確認書

高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営等に関する協定書第7条第1項第6号に定める災害ボランティアセンターバックヤード拠点（以下「B Y拠点」という。）の設置及び運営に関する事項について、高知県子ども・福祉政策部（以下「甲」という。）、高知県教育委員会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、協議の上、次のとおり確認する。

### （定義）

- 1 B Y拠点とは、丙が災害発生1箇月後を目途に設置し、災害ボランティアセンターの活動を人材、資機材及び情報等の調整を行いながら、後方支援を担う拠点とする。

### （候補地が所在する施設）

- 2 B Y拠点を設置する候補地（以下「候補地」という。）は次に掲げるとおりとする。
  - （1）東部B Y拠点：高知県立青少年センター本館会議室（香南市野市町西野303番地1）
  - （2）西部B Y拠点：高知県立窪川高等学校生物・物理教室（高岡郡四万十町北琴平町6-1）

### （候補地が所在する施設の利用）

- 3 丙は、候補地が所在する施設（以下「施設」という。）の利用に当たっては、施設の被災状況及び利用状況等を考慮し、甲及び乙と協議の上、利用するものとする。
- 4 丙は、施設の駐車場及びボランティアが使用する資機材の保管場所として利用する場合は、3に定めるもののほか、別途甲及び乙と協議するものとする。
- 5 B Y拠点の運営に必要な携帯電話、P C及びインターネット接続機器等は、丙が確保し、設置するものとする。

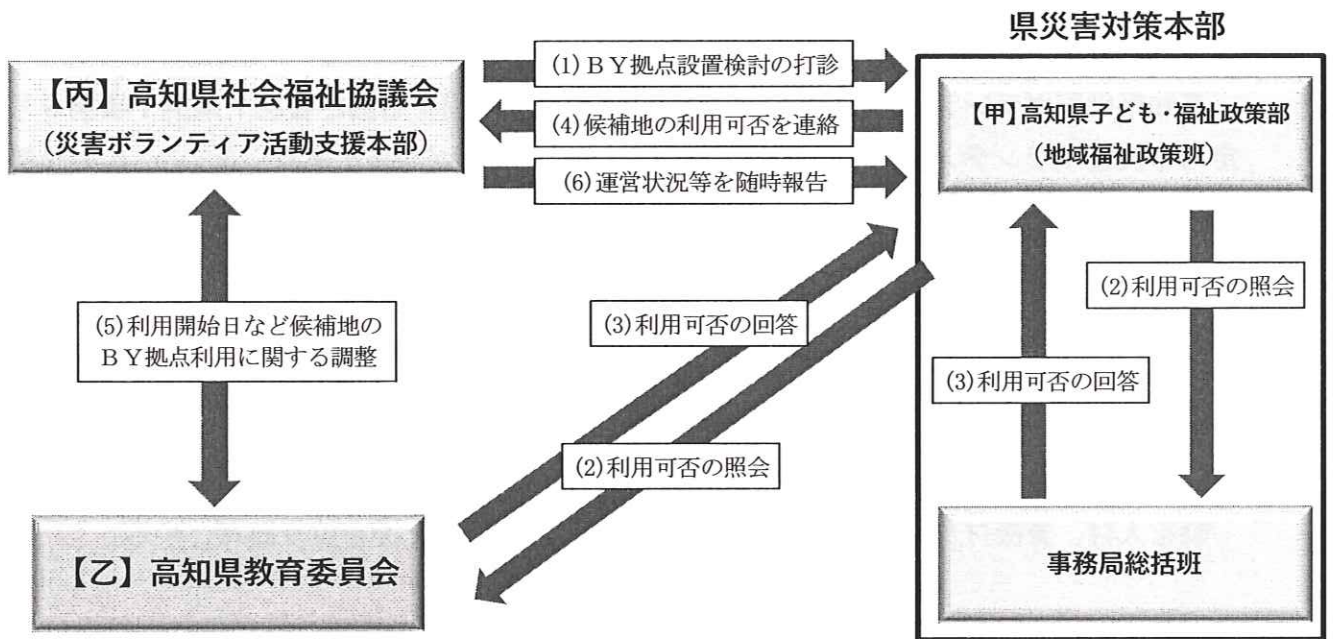
### （ボランティア参集場所としての利用）

- 6 施設は、国からの支援物資の受入れ、市町村への物資の配送業務及び応急救助機関の活動等のため、他機関が施設及び当該施設の敷地を全面的に使用する計画となっているため、他機関の活動期間中は当該施設をボランティア参集場所として利用することができないものとする。ただし、他機関の活動が終了し、又は他機関が施設及び施設の敷地を使用する見込みがない場合は、この限りでない。

### （連絡体制）

- 7 3及び4に基づく施設利用の協議は、次の図の（1）から（6）までの手順により調整

するものとする。



(費用負担等)

- 8 BY拠点としての利用施設の借上料や光熱水費等の必要な経費は、利用する施設の規定に基づき、丙が負担するものとする。
- 9 丙の責めに帰する事由により、施設に損害を与えた場合は、丙が誠意を持って補償するものとする。

令和6年9月13日

甲 高知県子ども・福祉政策部長 西森 裕哉



乙 高知県教育長 長岡 幹泰



丙 社会福祉法人高知県社会福祉協議会長 井奥 和男

